

入札公告（説明書）

令和5年9月1日

東日本高速道路株式会社 関東支社長 千田 洋一

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年5月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 2-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	常磐自動車道 水戸管理事務所増築工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「無」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	材料価格等の閲覧	閲覧資料の有無：「無」

1-13	見積活用方式の有無	「有」
1-14	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和5年9月1日
2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和5年10月3日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から令和5年10月3日 16時00分まで ※共通入札公告 2-3 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※申請書への押印は不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9][2](6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2） (3) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）</p>

2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和5年10月19日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和5年11月2日 16時00分 ※共通入札公告 2-3-5. (3)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※提案書への押印は不要とする。 ※電子メールで送信する場合は、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、正1部、副3部を提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備のある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、入札に参加することができないものとする。</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和5年11月6日から令和5年11月27日までを予定</p> <p>【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、競争参加資格確認申請書様式1に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。</p>
2-8	改善技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和5年12月4日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-6に示す技術提案書の提出方法と同じ。</p>
2-9	技術提案書の採否通知日	令和6年1月12日を予定
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和5年10月3日 16時00分</p>

		<p>【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※押印は不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス [赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。</p> <p>【提出書類】 参考見積書（見積様式1～2、別紙1）</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和5年11月6日から令和5年11月27日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和5年12月8日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年2月14日 16時00分 ※共通入札公告2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p><u>なお、入札時に提出する工事費内訳書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおり）</u></p> <p>【提出方法】 [電子入札の場合] 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を別途、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。</p>

		【提出書類】 (1) 入札書 (2) 工事費内訳書(※Microsoft Excel により提出すること。) (3) 総合評定値通知書(経審)の写し (4) 入札ボンド
2-14	開札日時	令和6年2月15日 10時30分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付期間】 入札公告の日 から 令和6年1月30日 16時00分まで 【受付場所】 本書1-4.に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面(別紙質問書様式)を電子メール又は書留郵便等により提出(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。) ※質問書面(別紙質問書様式)を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時まで提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日(休日を除く)に提出したものとする。
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日を除く。)
2-18	資料の閲覧期間① (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当
2-19	資料の閲覧期間② (材料価格等)	本件競争入札においては非該当

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		常磐自動車道 水戸管理事務所増築工事			
調達手続の概要	競争契約の方法	一般競争入札方式			
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	技術提案評価型		
	評価値の算出方法	加算方式			
	見積活用方式の有無	有			
	入札ボンド	対象			
	履行ボンド	対象			
	JV募集対象	対象			
	審査時期	事前審査			
	余裕期間制度	対象	余裕期間	120 日間 ※着工日(30日)を含む	
	三者協議会	対象外			
	週休2日推進工事	対象			
	工事工程開示試行工事	対象			
	設計変更対象工事	対象外			
ICT対象工事	対象外				
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①開札時において「令和 5・6 年度競争参加資格」を有する者であること。		
		工事種別	建築		
		等級	Ns又はN、Ns又はNで構成する2者JV		
	施工実績	対象となる施工実績	平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績		
		同種工事	<p>a) 公共的施設において鉄骨造で延床面積が100m²以上の建築物を新築、改築、増築した工事</p> <p>当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。</p> <p>特定JVの代表者にあつては「同種工事」を、特定JVの代表者以外の者にあつては「同種工事」の施工実績を有すること。なお、すべての構成員が2者JVの場合は30%以上の出資比率を有し、かつ代表者の出資比率が構成員中最大であること。</p>		
	本工事における競争参加資格	設計業務等の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する細目協定(調査等業務)	受注者名)	株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング
		施工管理業務の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する細目協定(施設施工管理業務)	受注者名)	株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング
その他					
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事名(その1)		
			対象となる後発工事名(その2)		

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

技術提案評価型				技術評価点(満点)	30点	
評価項目			評価点	配点	履行確認対象項目	
技術提案	総合的なコスト				-	
					-	
	性能・機能等				-	
					-	
	社会要請	①特別な安全対策	【提案1】 鉄骨建方におけるクレーン作業時の安全に関する留意点と対応策（作業員に対して1提案） [7.5点]	7.5点	30点	○
			【提案2】 鉄骨建方におけるクレーン作業時の安全に関する留意点と対応策（隣接建物に対して1提案）[7.5点]	7.5点		○
	自由設定項目	②自由設定項目	【提案1】 軌務並行改修に関する留意点と対応策（騒音及び振動について1提案） [7.5点]	7.5点		○
			【提案2】 軌務並行改修に関する留意点と対応策（工程管理について1提案） [7.5点]	7.5点		○

評価基準

評価は、技術提案毎に各評価者が下表の評価基準に基づき行い（採否及び評価点の付与）、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術提案の評定点とする。（小数第4位以下切捨て）

(1 技術提案当たり)

評価	評価基準	評価点
優	内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である	7.5点
良上	優と良の中間の提案である	5.625点
良	内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	3.750点
良下	良と可の中間の提案である	1.875点
可（評価無）	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である	0点
提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。	

◇留意事項

- ① 技術提案書は、評価項目で求めた提案数全てに対しA4版1頁で記載すること。
- ② 技術提案に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。
- ③ 求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、次のいずれかに該当する場合は、当該技術提案は不採用とする。技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対処するものとする。
《不採用となる事象》
・当該工事の設計図書に適合しない場合
・関連法令に抵触する内容である場合
・当該工事で採用できない場合
- ④ 記載された技術提案が評価項目で求めた提案数に満たない場合であっても、これを理由に欠格とはならず、記載された提案を対象に評価を行う。
- ⑤ 技術提案が評価項目で求めた提案数を超えて記載されている場合、記載された順の技術提案で評価を行い、それ以外の技術提案は評価対象としない。ただし、評価項目で求めた提案数を超えて記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除き履行義務を負うものとする。
- ⑥ 設計図書において「設計図書の変更及び追加」が示されている場合、これらに関する技術提案は評価対象としない。
- ⑦ 記載内容の確認のため、記載した技術提案ごとにA4版またはA3版で1頁に限り、補足資料（施工状況写真、事例図面、カタログ抜粋等）を添付することができる。
- ⑧ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。
- ⑨ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。

◇過度なコスト負担を要する提案の取扱い

本工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。
なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。

- ①○○対策について、○○を行うなど、必要以上の対策効果を実現する提案
- ②○○の強度など、設計図書等に示す基準の範囲を超えたグレードアップに関する提案